

千曲市貨物自動車運送事業者支援金 申請要項

1. 目 的

燃料価格高騰を背景に貨物運送事業者は厳しい事業環境においても、市民の暮らしや産業活動を支えるため安定して貨物を届けています。

ついては、貨物運送事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付します。

2. 交付対象者

次の①と②の条件を満たす事業者

- ① 貨物自動車運送事業法に定める法人または個人事業主（特定貨物運送事業及び霊柩車運送事業を除く）
- ② 千曲市内に本店登記のある法人又は千曲市に住所登録のある個人事業を営む者

3. 対象車両

次の①と②の条件を満たす車両

- ① 令和7年4月1日時点(基準日)で長野運輸支局において千曲市に登録のある車両
※本店登記や住民票が千曲市内にある法人・個人事業主が所有する車両であっても、千曲市外の事業所に登録のある車両は対象外です。
- ② 現に業務で使用しており、自動車検証の有効期間が令和7年4月1日以降の車両

自動車検査証
の確認方法

- ☐ 『事業用』と記載
- ☐ 使用者の住所が『千曲市内』
- ☐ 使用の本拠の位置が『千曲市』（***は同上を意味する）
- ☐ 有効期間の満了する日が『令和7年4月1日以降の日』

自動二輪車は、長野陸運局が発行した「軽自動車届出済証」の写しで確認

4. 交付額（対象車両 1 台あたり）

普通貨物自動車（牽引・大型・中型トラック等）	40,000 円
小型貨物自動車（小型トラック等）	30,000 円
軽貨物自動車	15,000 円
自動二輪車	10,000 円

5. 申請受付期間

令和7年4月1日(火)から同年5月30日(金)消印有効

6. 申請手続き等

下記宛先に郵送又は直接持ち込みによりご提出ください。

《宛先》

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 千曲市経済部 商工課

7. 【申請書類一覧】

書類名	具体的記載・添付内容等	様式
①交付申請書兼請求書	誓約・同意事項の確認、申請者の基本情報、請求額、振込口座情報	様式 1
②対象車両一覧	車両番号、事業用、使用の本拠などの確認 ※⑤自動車検査証などと整合	様式 2
③事業者確認書類の写し	法人 直近の決算書又は経理簿等の写し 個人 ・本人確認書類の写し(住民票又は運転免許証の表面および裏面又はマイナンバーカードの表面) ・2024年分確定申告書第1表又は市県民税申告書	
④営業許可書等の写し	貨物自動車運送業法に規定する許可証又は事業経営届出書	
⑤自動車検査証の写し	・対象車両(事業用のも)全ての車検証 ・自動二輪車は「軽自動車届出済証」 ※②対象車両一覧と整合 ・電子化されている場合にあっては、自動車検査証及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し	
⑥振込口座通帳の写し	支援金振込先口座が分かる通帳の見開きページ	
⑦納税証明書の写し	市税の滞納及び未納がないことを証する書面	

以上の①～⑦の申請書類を揃えて提出してください。

8. その他

申請書を受理し審査後、申請者宛に交付決定通知書（不交付決定の場合は不交付決定通知書）を送付します。

【申請書類の入手方法】

同封の申請書類をご利用ください。なお、千曲市ホームページから申請書類が入手できます。

千曲市ホームページから [検索](#) 千曲市貨物自動車運送事業者支援事業交付金

9. お問い合わせ先

千曲市経済部 商工課 TEL026-273-1111（内線 3301）